

仕様書

1 目的

近年の暑さへの対策として、令和8年度より普通教室の暑熱対策を行うにあたり、先行して各小中学校校舎棟最上階にある普通教室の遮熱対策を実施するものです。

2 修繕名

市立第十中学校外2校最上階普通教室遮熱対策（天井断熱及び窓遮熱フィルム）修繕

3 修繕場所

寝屋川市立第十中学校 寝屋川市成田南町20番7号

寝屋川市立三井小学校 寝屋川市三井が丘三丁目7番3号

寝屋川市立宇谷小学校 寝屋川市宇谷町8番1号

4 仕様

- (1) 教室天井断熱：グラスウール敷き込み及び硬質ウレタンフォーム吹付け
（天井に隙間なく敷き込むこと。）
- (2) 教室外部側窓：遮熱フィルム貼

※ 施工に伴う机・椅子等の移動、養生、清掃・片付け、残材積込・処分、関係法令等書類作成及び届出並びに周辺自治会等への周知を含む。

※ 石綿含有成型板の除去に当たっては関係法令等を遵守し、養生等を行い適切に処理・処分すること。

※ 断熱材及び窓遮熱フィルムの仕様については、別添概要のとおり。

5 工期

契約締結日から令和8年6月8日まで

6 作業日

令和8年3月14日（土）から令和8年3月15日（日）の2日間

令和8年3月20日（金）から令和8年3月22日（日）の3日間

令和8年3月25日（水）から令和8年4月5日（日）の12日間

令和8年4月11日（土）から令和8年4月12日（日）の2日間

令和8年4月18日（土）から令和8年4月19日（日）の2日間

令和8年4月25日（土）から令和8年4月26日（日）の2日間

令和8年5月2日（土）から令和8年5月6日（水）の5日間

令和8年5月9日（土）から令和8年5月10日（日）の2日間

令和8年5月16日（土）から令和8年5月17日（日）の2日間

令和8年5月23日（土）から令和8年5月24日（日）の2日間

令和8年5月30日（土）から令和8年5月31日（日）の2日間

※作業日については学校運営を行いながら実施するため、上記、施工日を予定しているが、学校と調整の上、決定するものとする。

7 保証

本修繕に係る保証期間は、正式引渡の日から1年とする。

8 正式引渡

正式引渡は、修繕完了後の引渡検査が完了した後とする。

9 雑則

(1) 適用範囲

本仕様書は、修繕の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても本修繕の目的達成のために必要な修繕、又は修繕の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任においてすべて完備しなければならない。

(2) 疑義

本仕様書について修繕施工中に疑義が生じた場合、受注者は発注者と協議しその指示に従うものとする。

(3) 変更

本仕様書については、原則として変更は認められないものとする。ただし、発注者の指示等により変更する場合はこの限りではない。

10 その他

(1) 関係法令等を遵守すること。

(2) 受注者は、この契約の全部又は大部分若しくは発注者の指定する部分の修繕を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 撤去及び新設に当たっては、現場を十分に確認した上で、施工を行うこと。

- (4) 見積に関しては、修繕概要、関係法令等の書類作成・届出、工事写真、全てを含むものとする。
- (5) 本修繕において発生した産業廃棄物については、適正に処理し、修繕完了後に契約書・許可書・経路図・産業廃棄物管理票（マニフェスト（E票））の写しを市に提出すること。
- (6) 施工箇所は、別添図面のとおりとする。